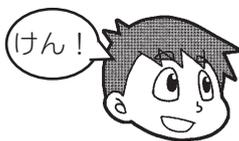


学ぼう権利！使おう権利！ ②7

～ 育児・介護に関わる法律・制度が変わったよ ～



 2016年度の人事院勧告が出されたことにより育児休業、介護休業に関わる法律が一部改正されて、2017年1月1日から施行になったよ。

どんなふうが変わったの？ 

 育児休業は、将来的に養子縁組する子も対象に加わったウッシ。

なるほど～。介護の方は、どう変わったの？ 

 こんなふうが変わったウッシ。

- ①介護休暇の分割取得
→1つの要介護状態ごとに、分割して3回以下かつ通算して6月を越えない範囲で取得可能。
- ②介護時間の新設
→最長連続3年で、1日2時間を上限（取得単位は30分単位）に取得できる。
※介護時間を取得した時間は無給となるが、昇給・勤勉手当で不利とならないよう、勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間は勤務期間から除かない

③介護休業を取得できる非常勤職員の要件の見直し
→
・引き続き在職した期間が1年以上
・介護休業開始から93日を経過した日から6月を経過するまでに、任期（再度の任用がなされる場合は、その任期）が満了することが明らかでない者

なるほど～。働きながら育児や介護をしやすい環境ってとても大切だよ。 

 それから、今回の制度改正では、「子の看護休暇」の対象年齢が、小学校修了前から中学校修了前に広がったウッシ。

 昨年の人事委員会、県当局との交渉で岩教組・地公共闘が交渉した結果だね。

権利を行使する人、制度を利用する人だけでなく、周囲の理解も深めていくことで、みんなが安心して働くことができる職場にしていきたいね！ 

岩教組 法律相談 2月の法律相談日

2月28日(火) 17:00～19:00



川上・吉江法律事務所
川上博基 弁護士
農林会館内(4F)
TEL 019-651-3560
FAX 019-651-3561
E-mail kawakamilo@mbc.nifty.com

*組合員は相談料が無料です。
*秘密は厳守します。
*相談日以外でも相談できます。

問い合わせ先

岩手県教職員組合 法制部
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目11-3 第2橋ビル3F
TEL 019-623-3307 FAX 019-653-5434
E-mail iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp